

第三十八回

午前十時三十四分開会

二月二十七日委員北條雋八君辭任につき、その補欠として原島宏治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大竹平八郎君
理事

佐野	廣君
成瀬	幡治君
天田	勝正君
天坊	裕彦君

大谷	賀雄君
西川	甚五郎君
林屋	龜次郎君
堀	末治君
山本	米治君
荒木	正三郎君
大矢	正君
木村	禧八郎君
清澤	俊英君
須藤	五郎君

政府委員	大藏政務次官	田中 茂穂君
	大蔵省主税 局税関部長	稲益 繁君
事務局側		
常任委員		
会専門員	木村常次郎君	

大藏省主税
局鑑査課長
木谷 忠義君

○企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○機械類賦払信用保險特別會計法案
(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査
(関税率改正に関する件)

○委員長（大竹平八郎君）　ただいまから委員会を開きます。

本日は、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案並びに機械類賦払信用保険特例会計法案、以上二件を一括議題とし、順次、提案理由の説明を聴取することいたします。

○政府委員(田中茂穂君) ただいま議題となりました企業資本充実のための問題としましては、特別措置法の一部を改正する法律案及び機械類賦払信用保険特別会計法案等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

企業の資本構成の是正に寄与し、その経営の安定と経理の健全化をはかる見地から、一定規模以上の株式会社に対して、再評価積立金の資本組み入れ

を促進し、あわせて必要な減価償却を行なわせますため、従来から、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の規定によりまして、所要の措置を講じて参ったところでございます。

近くこの規定の適用期限が切れることになりませんが、わが国の企業経営の現状にかんがみ、その健全化に資するため、この規定を若干強化して、適用期限を延長する等所要の改正を行なう必要があると考えられますので、ここに法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案につきまして、その概要を申し上げます。

まず、第一に、再評価積立金の資本組み入れ促進の措置であります。現在、昭和三十七年三月三十一日を含め、事業年度の直前事業年度までは、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割二分、百分の五十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないものとされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については、資本組み入れ割合が百分の三十に満たないときは年一割、百分の五十に満たないときは年一割二分、百分の七十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととし、さらに昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については、資本組み入れ割合が百分の四十に満たないときは年一割、百分の六十に満たないときは年一割二分、百分の八

十に満たないときは年一割五分をこえる配当を行なつてはならないこととしたしました。なお、再評価積立金の資本金に対する割合が一定の基準割合以下（現在は百分の二十五）以下の会社に対しては、現行法におきまして上記の配当制限を適用しないこととされておりますが、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度以降三年間につきましては、この基準割合を段階的に引き下げるにより、上記配当制限の適用会社の範囲を若干広げることとしたしました。

第二に、減価償却励行のための措置でありますが、減価償却の額が普通償却範囲額の百分の九十に満たないときは、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までは年一割五分をこえる配当を行なつてはならぬといふこととされておりますが、この措置を若干強化して、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から二年間については年一割二分、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から一年間については年一割をこえる配当を行なつてはならぬことといたしました。

第三に、再評価積立金の資本組み入れ割合が百分の八十以上である場合または再評価積立金の額が資本の額の百分の十以下である場合には、その全額を資本準備金に組み入れ再評価積立金を勘定を廃止することができることとした。

最後に、昭和四十年三月三十一日を含む事業年度における再評価積立金

の資本組み入れの促進については、追って法律で定めることといたしました。

次に、機械類賦払信用保険特別会計法案について申し上げます。

政府におきましては、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興をはかるため、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することとし、別途国会に機械類賦払信用保険臨時措置法案を提案して御審議をお願いいたしております。この保険事業につきましては、その収支

を明確にするため一般会計と区分して
経理することが必要であると認められ
ますので、ここにこの法律案を提案
することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御
説明申し上げます。

第一に、この特別会計は機械類賦払信用保険に関する経理を行なうことをを目的とするもので、通商産業大臣が管理することとし、一般会計からの繰入金に相当する金額をもって資本とすることとしております。

第二に、この会計の歳入は、保険料、保険金支払い後納付される回収料、一般会計からの繰入金及び付属雑金、一般会計からの繰入金及び付属雑収入とし、歳出は、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子その他の諸費としております。その他この会計の予算及び決算に関して必要な事項のほか、利益及び損失の処理、余裕金の預託等について必要な事項を定めることとするともに、この特別会計の設置に

伴つて必要な関係規定の整備を行なうことといたしております。

以上が、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案及び機械類賦払信用保険特別会計法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいようお願い申し上げます。

○委員長(大竹平八郎君) ちよつと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(大竹平八郎君) 速記をつけ

ただいまの法案の補足説明及び質疑は後日に譲ります。

○委員長(大竹平八郎君) これより関税率改正に関する件を議題にいたします。

今国会に提出されております関税関係の法律案に關連して、関税率改正の概要について大蔵省当局から説明を聴取することにいたします。

○政府委員(稲益繁君) 今回私の方で関税関係の改正法案で御審議いただきたいと思つておりますのが三件ほどございまして、お手元に「関税関係法律改正案の概要」という要綱を差し上げてあります。大体この概要について御説明を申し上げたいと思つております。

第一の法律案は、関税率法の一部を改正する法律案であります。第二は関税暫定措置法の一部を改正する法律案、第三は関税率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案であります。主たるものは第一の関税率法の一部を改正する法律案であります。これにつきましては、中心をなし

ますものは、関税率そのものの改正と、これに伴います若干の関税制度の改正であります。

まず、関税制度の整備であります。が、今回新たに、従来ございせんのでした緊急関税制度並びに関税制当制度を設けたわけであります。

で、第一に、緊急関税制度であります。貿易が自由化されて参ります。従来、為替なりあるいは貿易の面で直接的な統制手段がありまして、これでもつて必要な場合には輸入制限を行なうといったような手段が、現在ござ

います。また従来あつたわけでありまして、今後、貿易が自由化されて参ります。今後は、貿易が自由化されて参ります。と、たとえば特定の産品が外国から急に、海外で価格が下がつたとい

つたような場合には、わが国で急激に輸入が増大して参る。自由化されてお

りますので、輸入の制限といった直接的な統制の方法がないわけであり

ます。かような場合に、もつぱらこの調整をいたしますのは関税だけということになつて参るわけでありまして、そ

ういふ事態に備へまして、特定の場合に一定の条件をつけまして、政府限

りで関税の引き上げ、あるいはガットの譲許率の撤回修正といったものが行な

えるようにしたいというのが、この制度の趣旨であります。

御承知のように、憲法で租税はすべて法律によつてなつてお

りまして、もちろん、関税率そのものの変更につきま

しては、本来であります。と、一々関税率法を修正する、改正するとい

う形では国会の御審議を仰ぐべきであります。かような場

合に、憲法の八十四条であります。租税法主義の場合にお

きまして、ある条件があれば必ずしも法律によ

らなくてもいいという解釈があるわけであり

ます。さような規定があるわけでありまして、これによりまして、非

常に今回は要件を限定いたしまして、特定の要件が備

わりました場合には、関税改正についての幅につ

きまして、政府でさうな条件が満たされる場合に

関税率の改正をするという権限を国会から委任を

受けたという趣旨であります。

要件といたしましては、ただいま申し上げ

ましたように、特定の産品が海外で価格が下落す

るといったような事情でわが国に輸入が急増して参る、急

激に増加して参るといったような場合でござい

ます。その場合に、わが国でその特定の産品と同種

または類似の商品を生産してお

ります産業、これが非常に大きな損害を受ける、あ

るいは受けるおそれが非常に顕著であるといつ

たような場合であります。で、しかもなお、さうい

ふ場合であります。で、しかもなお、国民経済全体

の立場から見まして、緊急やむを得ないとい

ふ認定が下せる場合、以上のようなお

おむね三つの要件を規定いたしまして、さ

うな場合に特定税率の引き上げなり、ある

いはガットの譲許率の撤回なりあるいは修

正、あるいはいま一つはガットの譲許の撤回に

伴ひまして代償として必要とされる譲許率

の逆引き下げ、かようなものを緊急関税とし

て発動できるといふことを内容として規定して

おります。

で、緊急関税につきま

して、いま一点御説明申し上げたいと思

ひます。問題は、緊急に発生したとい

ふことのために、国会の御審議をいた

だ

ないで一応政府に委任して

いただく。非常に重要な要件は限定されてお

ります。要件をきつてお

るわけでありまして、さうな緊急事態に

処するものである。と、さういふ建

前からい

ります。これは、たとえば外国から日本がプラントの輸入をしたというような場合であります。そのプラントの組み立てのために一時的に輸入されて、また再輸出されるといったようないわゆる工具関係があるわけでありまして、そういうものにつきます。従来の規定によりましますと、そういう工具につきましても全部関税を課しておいたわけでありまして、ところが、実情から見まして、さような工具は一定の期間使用後はまた再輸出されるわけでありまして、向こうへ戻されるというような性質のものであります。従いまして、かようなものについてはその全体に課税をするという事は酷である、実情に沿わないといったような事情がございまして、今回は、そういうものが輸入後一定の期間内に輸出される、大体二年というのを考えておりますが、二年内に輸出されるという場合には、これについて全額課税をしませんで、ある程度の減税をする。国内で使用された価値部分程度に課税をするというように考えておりまして、実情に合うようにいたしたいという趣旨でございます。

それから、最後に、関税定率法の改正法案の中で、いわゆる輸入映画、書籍等の取り扱い手続の改善の規定を設けたわけでありまして、いわゆる関税定率法の二十一条であります。公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品」というようなものを、従来の規定によりましますと、これが輸入禁制品ということになっておりまして、第二項で、税関はそういうものが輸入された場合に「没収して廃棄」する、あるいは「当該貨物を輸入しよう

とする者にその積みもどしを命ずることができ」という規定になっておいたわけでありまして、で、この点につきましては、一昨年であります。衆議院の大蔵委員会でも問題になりまして、こういうものを税関限りで、行政府限りで没収して廃棄するといったようなことは少し酷ではないか、行き過ぎではないかといったような御意見があったわけでありまして、その当時、委員会の決議をいたしまして、こういう処理は慎重にやるようにという決議があったような次第であります。今回の関税定率法の改正の機会におきまして、この点につきましても、私どもその決議の趣旨をよく体しまして、やり方を若干改めたいという趣旨で、今回の改正法案を作ったわけでありまして、税関で、たとえば映画であります、公安なりあるいは風俗を害するといったようなものが入って参りました場合に、現実の問題として、一応税関限りで任意に作つたものではあります。輸入映画審査会というものを諮問機関として設けまして、これに諮った上でこのような措置をとっておいたわけでありまして、今回の改正におきまして、このように入輸入映画等審査会といったような、学識経験者の意見を聞くという意味でのそういう諮問機関を法制上の機関とするというのが第一点であります。今回はつきり法律にそういうものを設置するという規定を置いたわけでありまして、それから第二点は、従来はそういう審査会に諮りまして、規定上は二項で没収して廃棄するというよう

な規定になっておいたわけでありまして、これを改めまして、一応そういう疑いのあるものが入って参りました場合には、税関長の方で輸入者の方に、これは輸入禁制品に該当するということとを通知いたしまして、輸入業者の方で、いや、自分はそれに不服だといったような場合には、税関長に異議の申し立てができるということにいたしましたわけでありまして、しかる後に、税関長は、異議の申し立てがなされた場合には、先ほど申し上げました審査会に諮りまして、その意見を尊重して、さらに輸入業者に、なおかつ輸入禁制品であるということになった場合には、その旨を通知いたします。これによりまして輸入業者の方が自発的にその貨物を積み戻すなりあるいは任意放棄するといったような措置をとってもらうというように、運営を非常に民主化した、なおかつ最終の没収廃棄といった規定を今回はやめたわけでありまして、以上、大体税定率法の改正の制度的な面並びにその他の面をなします。一番今回の改正の中心をなしますのが、二の関税率表の改訂であります。

関税率の改正につきましては、この要綱の冒頭のところにございまして、昭和二十六年の輸入税率改正以来の本邦産業構造の変化等にかんがみ、また、あわせて貿易自由化に対するため、これが今回の改正のいわば趣旨でございます。御承知のように、昭和二十六年以来約十年たつておるわけでありまして、この間に非常に大きな産業構造上の変化があった。これに対応いたしますと同時に、一面、貿易の自由化

それにも対処できるようにということを中心と考えまして、税率の修正を行なったわけでありまして、その前に、現行の関税定率法でありまして、その中の税率を見ますと、税目数がそこにご覧いただけますように九百四十三品目になっておるわけでありまして、これは諸外国の例を見ましても非常に少ないわけでありまして、現在の税率でいきますと、非常に古い分類になっておりまして、たとえば、最近の新しい石油化学関係の製品、その他非常に多くの新しい製品が掲げられておらないわけでありまして、一面また、現在では輸入実績もないといったようなものが旧態依然として残っております。従いまして、今回はそういった税

表の分類を根本的に改めまして、いわゆるブラッセルの関税分類、これに準拠して、細分類の点におきましてはわが国特有のものを加えております。しかし、大きな分類、中分類まではブラッセルの税率分類に従いまして、新しい税率の分類を行なったということが一つの特色であります。そういった結果、総品目数が、そこにご覧いただけますように、二千二百三十三品目に分かれたこととあります。ただいま申し上げましたように、ブラッセルの関税分類と申しますのは、非常に合理的にできておりまして、国際的にもまた、各国の専門家が集まって作ったというふうなものである。非常に国際的にも通用するといったものであります。従いまして、今回の改正の中でも一つの大きな特色をなすものであらうかと思ひます。二千二百三十三品目に分かれたわけ

けであります。この中で、大体税率としまして引き上げになりましたものが、二百五十一品目ございまして、従来の税率から引き上げになりましたものが二百五十一品目、それから、従来の関税率から逆に引き下げました品目が、品目の数としては三百八十六品目でございます。従いまして、残りの千五百九十六品目が現行の税率と同様、つまり据え置き税率ということになるわけでございます。もう一度申し上げますと、引き上げ品目が二百五十一、引き下げ品目が三百八十六、据え置き品目が千五百九十六であります。合計二千二百三十三品目という構成になるわけでありまして、この引き上げました品目でありまして、先ほど申し上げましたように、今回の税率改正の一番大きな眼目が、十六年以後の産業構造の変化、なおまた今後の産業構造の高度化と申します。か、そういうものを中心に考えておるわけでありまして、いま一点は、自由化を円滑に進めるために、税率の調整をするということとあります。従いまして、この引き上げになりました二百五十一品目について見ましても、要するに、今後積極的に産業政策の立場からわが国として育成していかなければならないような産業、そういったものにつきます。たとえば農産物で申し上げます。たとえば、チーズといったような酪農製品でありますとか、あるいは鋳工業品で申し上げますとか、あるいは鉄工業品で申し上げますとか、そういったものがこれに該当する。要するに、今後積極的にわが国として育成していくべ

き産業といったようなものについて若干の引き上げを考慮したわけでありませう。それからまた、自由化との関連におきまして、貿易の輸入の自由化を行ないますと、一時的にかなり衝撃を受ける産業もあるわけでありませう。かようなものにつきましては、そういった衝撃を緩和するという意味におきまして、ある程度の保護を必要とするといったようなものも出て参るわけでありませう。例が適切かどうかはありますが、問題は、例が適切かどうかはありますが、ごく間近に自由化を控えております大豆でありますとか、あるいは中には非鉄金属の一部といったようなものにつきましては、そういった配慮から、つまり自由化の衝撃をできるだけ緩和したいといった配慮から引き上げが行なわれたといったようなものが、大体この引き上げ品目の内容であります。次に、引き下げた品目でありませうが、数で申しますと引き上げ品目を上回っております。この中にも大体考え方をしまして二つほどありまして、一つは、すでに十分、何と申しますか、産業として成長した産業である、対外競争力も非常に強まっておるといったような産業の物資でありませう。たとえて申しますと、前回の改正の昭和二十六年当時におきましては、まだ保護育成しなければならぬという考えで、かなり高税率を持っておりましたような塩化ビニール、酢酸ビニールといったようなもの、かようなものは今日では十分成長いたしましたので、輸出産業になつてゐるわけでありませう。かようなものにつきましては、それほど保護は必要じゃないという観点から、若干の引き下げを行なつた。

それから、いま一つの範疇であります。引き下げの中で、従来奢侈関税といった観念で、高い税率を持つておつたものがあるわけでありませう。たとえば貴金属製品でありますとか、あるいは毛皮製品でありますとか、そういったものが奢侈抑制と申しますか、奢侈関税という考え方で、かなり高い税率を持つておつた。たとえて申しますと、テンレス側のものでありますと従価三〇%、これが金あるいは白金の側のものになりますと五〇%といったように、非常に高い税率を貴金属関係に課しておつたわけでありませう。かようなものにつきましては、そのときどきの奢侈品に対する考えもあるわけなんでありませうが、今日の時代におきましては、それほど奢侈品なるがゆゑに高い関税を課するといったものもいかであろうかという考えであります。と申しますけれども、全然奢侈の観念を払拭するところまではまだ踏み切るのには早いのじゃないかということでありまして、かような奢侈品の関税として、従来かけられておりました五〇%、ないしものによつては四〇%、そういったものを約一〇%程度下げまして、四〇ないし三〇の税率を持つようにいたしました。これが引き下げ品目の中でありませう。それから、据え置き品の品目でありませうが、その中にも二種類ありまして、十分個々の品目につきまして国際競争力なりその他の点を調査いたしましたので、なおかつ現行税率と同じ税率におさまつたというものが大部分であります。ただ、一部のものが大部分でありませう。たとえば米、小麦、そういった主

食関係でありますとか、あるいは非鉄金属の一部であります銅、鉛、亜鉛といったようなものであります。こういったものにつきましては、今日の段階では、たとえば主食関係で申し上げますと、現在の食糧管理制度というものを前提といたします限り、関税率の検討が非常にむづかしいわけでありませう。自由化の時期といったようなものも全然まだ見当がつかないわけでありませう。そういった重要な基本的な政策がまだ未定である。いま一つ申し忘れましたが、石炭、石油についても同様であります。総合的なエネルギー対策と申しますか、そういったものがまだはっきりこの段階ではめぐつておられないというところのために、今回は一応検討を見送りまして、その意味で見送りのな据え置きになつたというのがたまたま申し上げましたような品目でありませう。従いまして、こういった品目につきましては、また次の機会におきまして、そういう基本的な点がおきまして、そういう基本的な点がおきまして、そういった際に改正を考へるといふことに相なつたわけでありませう。

以上、引き上げ、引き下げ、据え置きといったようなおおむねの考え方を申し上げたわけでありませうが、育成産業である、あるいは自由化の衝撃を緩和するといったような建前から、若干の保護関税として引き上げを行ないましたものにつきましても、ただ保護を受ける産業の側の立場だけでなく、その商品の需要者と申しますか、あるいは消費者といった立場を十分考慮いたしまして、ある程度その産業に合理化も十分織り込んでおらう——織り込むと申しますか、何と申しますか、ある程度のそういう産業のこれからの合理化の努力といったようなものも織り込みまして、できるだけ一つ需要者なり消費者の立場を考へまして、引き上げの場合でも極力それを低い程度にとどめたいということも十分考慮を加へたつもりでございます。なおまた、一面、国際的な関税が問題でもありませうので、たとえばガットとの関係そういった配慮も十分加へたようなわけでありませう。

以上をもちまして、第一の関税率法の一部改正につきましての概略の御説明を終えまして、次の問題は暫定措置法であります。

この暫定措置法はおおむね、従来の暫定措置法で申し上げますと、一年を限つて暫定的な減免を行なつて参つたわけでございます。毎年御審議をいただいておる法案ですが、この三月三十一日までの関係のものがまた期限が参るわけでありませう。そういった関係のものがその一にございませう。重要な機械類、給食用脱脂粉乳、あるいは農林漁業用重油、肥料製造用の原油、製油用原油といったようなものであります。これにつきましては、なお今日の情勢におきまして、さらに一年間延長することが適當であると思われまふので、これについての延長を、さらにその中でたとえば給食用の脱脂粉乳であります、主として学童の給食用脱脂粉乳であつたわけでありませうが、今回若干範囲を拡張しまして、幼稚園の園児でありますとか、あるいは福祉施設関係の児童でありますとか、そういったものに若干範囲を広げたいというのがその趣旨であります。

それから、今回の暫定措置法の中で新たに追加いたしましたものとして、二にございませうガス事業用の原油がございませう。御承知のように、ガス事業で最近だんだん原油を使用する率が高まつて参つておるわけでございますから、油の関税と石炭の関税はエネルギーの総合的な対策が今日まだはっきりめどがついておらないために、今回見送つたとして申し上げたのであります。このガス事業に使われる原油の場合には、ガスが御承知のように原料炭を使用しておるわけでございます。いわゆる電力なんかの使います一般炭と違ひまして、需給もかなり窮屈な状態でありませう。従いまして、この方面の免税を行ないまして、いわゆるエネルギー対策としての石炭に対する影響がない、あるいはありましては軽微なものである。かたがた、こういった都市ガスが非常に公共性の強いもので、でき得ればこのような都市ガスの使います油を免税いたしまして、公共料金の引き下げに資する方法でありたいという趣旨で、今回新たに追加いたしましたわけでございます。

なお、従来の減免措置につきまして、そのほか若干の品目につきまして新規に追加しないしは削除を行なつております。さして重要な物資ではございませうが、そういう品目について若干の調整を行なつております。

そのほか、暫定措置法で今回新たに引き上げましたものに、そこに4と5にございませう。いわゆる暫定増税あるいは暫定減税といった、今回の関税率の全面改正に伴ひまして起こつて参りました暫定措置関係があるわけでありませう。一つは、そこにございませう。貿易の自由化により急激な影

それから、一方の暫定減税であります。この方は、国内需要者の負担の増大を避けるため、関税定率法の改正により、税率の引き上げが行なわれることとなる物品のうち所要のものについて、暫定的に現行税率を適用する。自由化を前提といたしますと、ある程度保護を必要とする、つまり高い保護関税を必要とするというようなものが出て参るわけあります。かようなものにつぎましては、一応今回の作業は自由化を前提として作業をいたしておりますので、高い税率を課さざるを得ない。ところが、自由化が直ぐに行なわれるということでもありますれば、直ちにその高い税率を施行すればいいわけあります。一年なり二年なり

以上をもちまして暫定措置法の説明を終わります。

おきまして外国から原料を入れました。沖繩で加工をする、そうして日本に輸出するといったようなものがぼちぼち出て参つておるわけであります。數量が多くありません場合には、日本の産業にこれが非常に重大な脅威になるといったようなことがないわけですが、将来のことを考えますと、だんだんあそこで加工貿易、そういった形の加工貿易が盛んになつて参りますと、日本のいわゆる国内産業との、何と申しますか、關係が非常にむずかしくなつて参るわけがあります。かような問題を処理いたしますために、今回新たに、そういう外国からの原料を輸入いたしました沖繩で加工をいたしました日本に輸出する、こういったよ

以上概略の説明で恐縮でございますが、一応今回提案いたしております法案の概略の説明を終わります。

○木村禮八郎君　これは自由化と関係があるというのは御説明の通りなんで

すが、自由化の問題は今どの程度になつておるのですか。私聞くとところによると、日本は十四条国から八条国になる勧告を受けるのではないか。そうすると、だいぶ急がれるわけです。最初の三年間で八〇%ですか、これが少し時期が早まるのではないかといううなことも言われておるわけですね。それで、どの程度の自由化——時期もそうですが、どの程度の自由化ということを目標にして関税を考えられておるのですか。その点をまず伺つておきます。

といたしまして作業をやったわけでございます。いま一つ、最近のいろいろ

を前提にして今作業をやっているやに聞いている。それも用意のためにやっ

ているのかもしれませんが、しかし、いろいろな情報をわれわれ新聞

や雑誌その他の資料で見ておりますと、どうも今度は日本は八条国になるようですね。そうなると、前の作業をされたときとかなり事情が違ってきましたね。違ってくると思うのですよ。その点があると思うのですが、いかがですか。

○政府委員(稲益繁君) 今の点は、私も、ちょっと先ほどの説明では言葉が足りなかったと思うのですが、一応自由化がいつにならましよう、というほどでもないでございしますが、三年なり五年なりあとだと思われるも

算定いたしましたして、しかる後に先ほど申し上げました暫定措置で、酪農関係

○木村禰八郎君　それから、この緊急
関税制度の創設ですが、これは日本だ

けできめて、それできまるものなんですか。このガットの譲許の撤回とか、

コンセンションの問題は向こうとの関係があるわけですね、外国との。こっちだけできめれば、それできまるものなんでしょうか。

○政府委員(稲益繁君) ガットのの方は十九条でもって全く同じような、いわゆる緊急条項というのを規定しておるのでございます。従いまして、各国大體これで、特にアメリカなんか十九条を發動いたしまして現にやっておるわけでもあります。従いまして、今回私どもの作りました緊急関税制度でございますが、大體この十九条をモデルにし

て作ったのでございます。ガットの方でも十分適用できるといふことでございす。

○木村福八郎君 その場合、たとえばガット譲許を撤回すれば、今度はほかのもので何か補いしなきゃならぬでしょう。そういうことになりませんか。少しそのところ具体的に、われわれわからないものですから。

○政府委員(稲益繁君) そこはちょっと簡単に触れたものでございすから……緊急関税の態様で申し上げますと、三つあるわけですね。一つは特定税率の税率引き上げ、いま一つはガットで譲許しておりますもののその譲許の撤回ないしは修正ですね。要するに引き上げになっております。いま一つは、先ほど私、代償として申し上げたのですが、そういうふうな代償の形のもので、十九条を発動いたしましてガットの譲許税率を撤回いたしましてと、相手国から今度は、必ずこれは交渉を要するものでございすから、交渉の過程でそれじゃほかのものを関税を引き下げてくれというのを言われるわけでありす。そういう場合にはこれを代償として与えませんか、こちらのねらう引き上げができないわけでありす。従いまして、第三のタイプとして、これと関連して代償として出さざるを得なくなった物資についての関税が逆に引き下げになります。そういうものもやれると。ただし、これにつきましましてはその代償として必要な限度に限るぞというのを規定いたした。お説の通り引き上げの方と引き下げの方と両方出て参るわけでありす。

○木村福八郎君 そのときに、いろいろ問題になると思うのですがね。引き上げる方は、撤回する方がいいけれども、今度は代償として下げられる方の問題が非常に問題になりますね。これはまあそのときに問題になるものでしょうが、下げられるに該当する業界は、それによって影響なければいいんですがね。いろいろまた利害複雑になってきますね。それはまあそういうことになっていふ事実だけわかれればいいわけですね。

それから、もう一つ、関税割当制度の創設のことですが、さっきお話しのように、実質的には大体今の外貨割当制度とあまり変わらない制度をこういう形で生かすというふうなお話がありました。私、これを拝見しましてそうだと思うのです。そのときに問題になりますのは、一定の輸入数量、ワクをどういう形でどういうふうにするかという問題ですね。それは、これを見ますと、今までの外貨割当と同じようなことになる。今までの外貨割当でもずいぶん問題があるわけですね。たとえば砂糖なんか、国内で百二十万トン需要があるというのに、百二十万トンしか輸入を許さない。外貨割当をしないう。あるいは百万トンしか割当をしないう。それです。国内で砂糖が高くなるでしょう。しかも、それを個々の会社で割り当てているのですから、そこで非常な暴利をむさぼっているわけですね。砂糖会社は、超過利益金を取るうと思つても取れない。こういう弊害があるわけですね。それはもちろん国内の砂糖の保護という見地から、そういう立場で砂糖の輸入制限はしているでしょうけれども、しかし、それには非常に問題があるわけですね。国内

のテンサイ糖その他の保護は保護として別に考えるべきであつて、そのために砂糖会社にうんともうけさせている。そういうことは今度はこの関税割当制度によって引き継がれるということになると、改善にならない。そこで、一定の輸入数量のワクをきめるときに、それはどこでどういうふうなワクをきめるかという問題が出てくる。それはどういうふうにしてきめようか。

○政府委員(稲益繁君) おっしゃいますように、この数量のクォータのきめ方が一番問題だと思つてゐます。現在のところでは、それぞれ通産なり農林なり、その物資の所管官庁の方で一応ワクの算定をやつて参りまして、それで私どもその協議を受けまして、政令でそのワクをきめて参るといふ考えでおります。まあ、このきめ方自体はなかなか問題はあろうかと思つておりますが、ここに書いておられますのも、非常に抽象的でありまして、その他国民経済上必要な考慮に基づいて割当数量はきめるのだという考えであります。できるだけそういう弊害がないようにやりたいと思つております。

○木村福八郎君 それは弊害がないようにと言われましても、今までの外貨割当はそういうことになつてゐるので、保守党のドル箱になつてゐるといわれているのです。そういう利権とかそういうものと結びつく弊害があるのですよ、現実的に。せつかく今度外貨割当を関税割当制度に切りかえるような場合に、何か今度はそうでない、そういうような弊害のない一つの前進したような形がとれないかということが、割当のときに何か審議会みたいなものを作つて、やはり消費者の方の意見も反映するように、何かそういうものがとれないか。今までは外貨割当審議会をやつてしまつたので、関税の場合なんか、何かそういう組織でもない、消費者の方の意向が反映しない。今までの弊害はやはりそのまま引き継ぐというふうな点があると思つて。何かそこに考慮の余地がないですか。研究されてみたのですか、それらの点は。

○政府委員(稲益繁君) 今の点は、クォータの数量自体を決定しますことと、そのクォータをどうだれに配分するかという問題と、二つあるわけでありす。私は、クォータの決定のお話として先ほどちよつと伺つておたつたのですが、ただいまのお話ですと、具体的にだれに割り当てるかという問題もあわせてのお話のようでありす。これは私どもとしても、一応現在考へておりますのは、クォータ自体の決定につきましましては、政令ではつきりうたいたいと思つてゐます。ただ、その具体的な個々の割当につきましましては、これは御承知のように、アメリカあたりでは先着順制ということでやつておりますが、これも私どもは、本来の趣旨としてはこの方がいいのじゃないかという考へもあつたのでありますが、何分にもアメリカの場合には外貨割当とか、そういう制度で全然やつたことがないわけですね。従つて、先着順でやつておる。このいろいろなやり方を検討してみますと、どうもやはり先着順制にも非常に弊害が出てくるわけですね。と申しますのは、一定の一〇〇というワクを年度の初めに示しまして、これで

低い税率は終わりますよと示すわけですから、初めの時期に殺到して参るわけですね。それで輸入の時期的な非常な波が出てくる、そういう欠点がありますし、締め切りの時期の問題が非常に問題になるといふようなこともありまして、必ずしもあれが絶対にいいといふことは言えませんし、たまたま日本の場合には、従来外貨割当制といふことでそういう実績が出て参つておるわけですね。そのやり方にもなれてゐるといったような点もありまして、今回は、一応採用しました五品目につきましては全部割当制でいきたいと考へておるわけですね。ただ、そのワクの決定なりあるいはその割当の具体的なやり方につきましまして、何かやはり慎重なやり方が必要だと思つてゐますので、なお今後とも検討したいと思つてゐます。

○木村福八郎君 今、五品目と言われましたが、何と何ですか。

○政府委員(稲益繁君) 一つはニッケル、それから高速度鋼、それから五酸化バナジウム、それからセラック、シードラック。

○木村福八郎君 一応、何に使うのですか。

○政府委員(稲益繁君) 商品の性質でございすね、それは説明員の方から……

○説明員(木谷忠義君) ただいま申されました五品目でございますが、ニッケルは、御承知のようにニッケルでございます。それから、高速度鋼は鋼の非常に高速に切削できる、いわゆるハイ・スピード・スチールでございます。五酸化バナジウムと申しますのは、その中に入つておりますバナジウムで、高速度鋼の原料になるわけであ

る問題になると思うのですがね。引き上げる方は、撤回する方がいいけれども、今度は代償として下げられる方の問題が非常に問題になりますね。これはまあそのときに問題になるものでしょうが、下げられるに該当する業界は、それによって影響なければいいんですがね。いろいろまた利害複雑になってきますね。それはまあそういうことになっていふ事実だけわかれればいいわけですね。

それから、もう一つ、関税割当制度の創設のことですが、さっきお話しのように、実質的には大体今の外貨割当制度とあまり変わらない制度をこういう形で生かすというふうなお話がありました。私、これを拝見しましてそうだと思うのです。そのときに問題になりますのは、一定の輸入数量、ワクをどういう形でどういうふうにするかという問題ですね。それは、これを見ますと、今までの外貨割当と同じようなことになる。今までの外貨割当でもずいぶん問題があるわけですね。たとえば砂糖なんか、国内で百二十万トン需要があるというのに、百二十万トンしか輸入を許さない。外貨割当をしないう。あるいは百万トンしか割当をしないう。それです。国内で砂糖が高くなるでしょう。しかも、それを個々の会社で割り当てているのですから、そこで非常な暴利をむさぼっているわけですね。砂糖会社は、超過利益金を取るうと思つても取れない。こういう弊害があるわけですね。それはもちろん国内の砂糖の保護という見地から、そういう立場で砂糖の輸入制限はしているでしょうけれども、しかし、それには非常に問題があるわけですね。国内

のテンサイ糖その他の保護は保護として別に考えるべきであつて、そのために砂糖会社にうんともうけさせている。そういうことは今度はこの関税割当制度によって引き継がれるということになると、改善にならない。そこで、一定の輸入数量のワクをきめるときに、それはどこでどういうふうなワクをきめるかという問題が出てくる。それはどういうふうにしてきめようか。

○政府委員(稲益繁君) おっしゃいますように、この数量のクォータのきめ方が一番問題だと思つてゐます。現在のところでは、それぞれ通産なり農林なり、その物資の所管官庁の方で一応ワクの算定をやつて参りまして、それで私どもその協議を受けまして、政令でそのワクをきめて参るといふ考えでおります。まあ、このきめ方自体はなかなか問題はあろうかと思つておりますが、ここに書いておられますのも、非常に抽象的でありまして、その他国民経済上必要な考慮に基づいて割当数量はきめるのだという考えであります。できるだけそういう弊害がないようにやりたいと思つております。

○木村福八郎君 それは弊害がないようにと言われましても、今までの外貨割当はそういうことになつてゐるので、保守党のドル箱になつてゐるといわれているのです。そういう利権とかそういうものと結びつく弊害があるのですよ、現実的に。せつかく今度外貨割当を関税割当制度に切りかえるような場合に、何か今度はそうでない、そういうような弊害のない一つの前進したような形がとれないかということが、割当のときに何か審議会みたいなものを作つて、やはり消費者の方の意見も反映するように、何かそういうものがとれないか。今までは外貨割当審議会をやつてしまつたので、関税の場合なんか、何かそういう組織でもない、消費者の方の意向が反映しない。今までの弊害はやはりそのまま引き継ぐというふうな点があると思つて。何かそこに考慮の余地がないですか。研究されてみたのですか、それらの点は。

○政府委員(稲益繁君) 今の点は、クォータの数量自体を決定しますことと、そのクォータをどうだれに配分するかという問題と、二つあるわけでありす。私は、クォータの決定のお話として先ほどちよつと伺つておたつたのですが、ただいまのお話ですと、具体的にだれに割り当てるかという問題もあわせてのお話のようでありす。これは私どもとしても、一応現在考へておりますのは、クォータ自体の決定につきましましては、政令ではつきりうたいたいと思つてゐます。ただ、その具体的な個々の割当につきましましては、これは御承知のように、アメリカあたりでは先着順制ということでやつておりますが、これも私どもは、本来の趣旨としてはこの方がいいのじゃないかという考へもあつたのでありますが、何分にもアメリカの場合には外貨割当とか、そういう制度で全然やつたことがないわけですね。従つて、先着順でやつておる。このいろいろなやり方を検討してみますと、どうもやはり先着順制にも非常に弊害が出てくるわけですね。と申しますのは、一定の一〇〇というワクを年度の初めに示しまして、これで

低い税率は終わりますよと示すわけですから、初めの時期に殺到して参るわけですね。それで輸入の時期的な非常な波が出てくる、そういう欠点がありますし、締め切りの時期の問題が非常に問題になるといふようなこともありまして、必ずしもあれが絶対にいいといふことは言えませんし、たまたま日本の場合には、従来外貨割当制といふことでそういう実績が出て参つておるわけですね。そのやり方にもなれてゐるといったような点もありまして、今回は、一応採用しました五品目につきましては全部割当制でいきたいと考へておるわけですね。ただ、そのワクの決定なりあるいはその割当の具体的なやり方につきましまして、何かやはり慎重なやり方が必要だと思つてゐますので、なお今後とも検討したいと思つてゐます。

○木村福八郎君 今、五品目と言われましたが、何と何ですか。

○政府委員(稲益繁君) 一つはニッケル、それから高速度鋼、それから五酸化バナジウム、それからセラック、シードラック。

○木村福八郎君 一応、何に使うのですか。

○政府委員(稲益繁君) 商品の性質でございすね、それは説明員の方から……

○説明員(木谷忠義君) ただいま申されました五品目でございますが、ニッケルは、御承知のようにニッケルでございます。それから、高速度鋼は鋼の非常に高速に切削できる、いわゆるハイ・スピード・スチールでございます。五酸化バナジウムと申しますのは、その中に入つておりますバナジウムで、高速度鋼の原料になるわけであ

る問題になると思うのですがね。引き上げる方は、撤回する方がいいけれども、今度は代償として下げられる方の問題が非常に問題になりますね。これはまあそのときに問題になるものでしょうが、下げられるに該当する業界は、それによって影響なければいいんですがね。いろいろまた利害複雑になってきますね。それはまあそういうことになっていふ事実だけわかれればいいわけですね。

それから、もう一つ、関税割当制度の創設のことですが、さっきお話しのように、実質的には大体今の外貨割当制度とあまり変わらない制度をこういう形で生かすというふうなお話がありました。私、これを拝見しましてそうだと思うのです。そのときに問題になりますのは、一定の輸入数量、ワクをどういう形でどういうふうにするかという問題ですね。それは、これを見ますと、今までの外貨割当と同じようなことになる。今までの外貨割当でもずいぶん問題があるわけですね。たとえば砂糖なんか、国内で百二十万トン需要があるというのに、百二十万トンしか輸入を許さない。外貨割当をしないう。あるいは百万トンしか割当をしないう。それです。国内で砂糖が高くなるでしょう。しかも、それを個々の会社で割り当てているのですから、そこで非常な暴利をむさぼっているわけですね。砂糖会社は、超過利益金を取るうと思つても取れない。こういう弊害があるわけですね。それはもちろん国内の砂糖の保護という見地から、そういう立場で砂糖の輸入制限はしているでしょうけれども、しかし、それには非常に問題があるわけですね。国内

のテンサイ糖その他の保護は保護として別に考えるべきであつて、そのために砂糖会社にうんともうけさせている。そういうことは今度はこの関税割当制度によって引き継がれるということになると、改善にならない。そこで、一定の輸入数量のワクをきめるときに、それはどこでどういうふうなワクをきめるかという問題が出てくる。それはどういうふうにしてきめようか。

○政府委員(稲益繁君) おっしゃいますように、この数量のクォータのきめ方が一番問題だと思つてゐます。現在のところでは、それぞれ通産なり農林なり、その物資の所管官庁の方で一応ワクの算定をやつて参りまして、それで私どもその協議を受けまして、政令でそのワクをきめて参るといふ考えでおります。まあ、このきめ方自体はなかなか問題はあろうかと思つておりますが、ここに書いておられますのも、非常に抽象的でありまして、その他国民経済上必要な考慮に基づいて割当数量はきめるのだという考えであります。できるだけそういう弊害がないようにやりたいと思つております。

○木村福八郎君 それは弊害がないようにと言われましても、今までの外貨割当はそういうことになつてゐるので、保守党のドル箱になつてゐるといわれているのです。そういう利権とかそういうものと結びつく弊害があるのですよ、現実的に。せつかく今度外貨割当を関税割当制度に切りかえるような場合に、何か今度はそうでない、そういうような弊害のない一つの前進したような形がとれないかということが、割当のときに何か審議会みたいなものを作つて、やはり消費者の方の意見も反映するように、何かそういうものがとれないか。今までは外貨割当審議会をやつてしまつたので、関税の場合なんか、何かそういう組織でもない、消費者の方の意向が反映しない。今までの弊害はやはりそのまま引き継ぐというふうな点があると思つて。何かそこに考慮の余地がないですか。研究されてみたのですか、それらの点は。

○政府委員(稲益繁君) 今の点は、クォータの数量自体を決定しますことと、そのクォータをどうだれに配分するかという問題と、二つあるわけでありす。私は、クォータの決定のお話として先ほどちよつと伺つておたつたのですが、ただいまのお話ですと、具体的にだれに割り当てるかという問題もあわせてのお話のようでありす。これは私どもとしても、一応現在考へておりますのは、クォータ自体の決定につきましましては、政令ではつきりうたいたいと思つてゐます。ただ、その具体的な個々の割当につきましましては、これは御承知のように、アメリカあたりでは先着順制ということでやつておりますが、これも私どもは、本来の趣旨としてはこの方がいいのじゃないかという考へもあつたのでありますが、何分にもアメリカの場合には外貨割当とか、そういう制度で全然やつたことがないわけですね。従つて、先着順でやつておる。このいろいろなやり方を検討してみますと、どうもやはり先着順制にも非常に弊害が出てくるわけですね。と申しますのは、一定の一〇〇というワクを年度の初めに示しまして、これで

低い税率は終わりますよと示すわけですから、初めの時期に殺到して参るわけですね。それで輸入の時期的な非常な波が出てくる、そういう欠点がありますし、締め切りの時期の問題が非常に問題になるといふようなこともありまして、必ずしもあれが絶対にいいといふことは言えませんし、たまたま日本の場合には、従来外貨割当制といふことでそういう実績が出て参つておるわけですね。そのやり方にもなれてゐるといったような点もありまして、今回は、一応採用しました五品目につきましては全部割当制でいきたいと考へておるわけですね。ただ、そのワクの決定なりあるいはその割当の具体的なやり方につきましまして、何かやはり慎重なやり方が必要だと思つてゐますので、なお今後とも検討したいと思つてゐます。

○木村福八郎君 今、五品目と言われましたが、何と何ですか。

○政府委員(稲益繁君) 一つはニッケル、それから高速度鋼、それから五酸化バナジウム、それからセラック、シードラック。

○木村福八郎君 一応、何に使うのですか。

○政府委員(稲益繁君) 商品の性質でございすね、それは説明員の方から……

○説明員(木谷忠義君) ただいま申されました五品目でございますが、ニッケルは、御承知のようにニッケルでございます。それから、高速度鋼は鋼の非常に高速に切削できる、いわゆるハイ・スピード・スチールでございます。五酸化バナジウムと申しますのは、その中に入つておりますバナジウムで、高速度鋼の原料になるわけであ

ります。バナジウムは鉄合金となりまして、それが高速度鋼の原料に使われる性質ものでございます。それから、一番あとに説明のありました二品目、セラック、シードラック、これは塗料の原料でございまして、ニスでございす。その中に使います原料であります。

○木村福八郎君 今の品目が大体予定されているのですか、これに關稅割當に。

○政府委員(福益繁君) これは別表の方でそういうあれが出て参るわけですから、数量を掲げまして、たとえば――法案はお持ちでございすから。

○木村福八郎君 ええ。

○政府委員(福益繁君) 法案を見ますと、ちょうど四百ページのところに、別表のところがございますが、ニッケルのところがあるのです。それを見ますと、二の「塊」とありますところ、ニッケルのかたまり、塊。(一)の「ニッケル」のところ、イに「当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの」、これが無税。「その他のもの」は一キログラムにつき二百円、こういうふうな数量を規定したところはこの別表の中に出て参るわけですね。そういうのがいわゆる關稅割當制度になるわけですね。

○木村福八郎君 わかりました。さしあたり五品目ですね。あとまた追加されるものもあるわけですね。

○政府委員(福益繁君) 今の場合は五品目予定しておりますが、なお、法律ではつきりそういうことを規定しませんが、そういう制度がございせん。

で、追加いたします際は、そのつどまた御審議いただくわけですね。

○木村福八郎君 それから、先ほど引き上げになるものと、引き下げになるものと、それから据え置きになるもの、この品目は、何か資料でも出ておりましたら、分類別に。

○政府委員(福益繁君) 全部の品目を今の三つに分類して掲げたというところまでの資料はお出ししておりませんが、主要品目につきまして、重要品目のあれだけ掲げておきます。

○木村福八郎君 それはいいのです。が、三つに分類した表をいただくといひですが、引き上げるもの二百五十一ですか、それ、何か整理して出していただけませんか。

○政府委員(福益繁君) 新旧の税率対照表というのを参考資料として差し上げてあるのでございますが、そうしますと、全部今の三つに分類して品目をずつと書き上げていくわけでございますか。

○木村福八郎君 そうですね。据え置きのものが千五百九十六もありまうから、これは大へんですからね。大体引き上げになるもの、引き下げになるものですか、その二つぐらいいいのです。あとは据え置きですからね。引き上げと引き下げがやはり問題になるでしょうが、さっきのたとえば貴金屬類とか毛皮品とか奢侈關係のもの、こういうもの引き下げになるのですが、それはやはりわれわれ見る場合に参考にしたいのです。また、引き上げになるものはどういふものかと、この二つだけについてでもけっこうなんです。大へん品目が多くてめんどうですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(福益繁君) さつそく整理しまして、お出ししたすようにいたします。

○木村福八郎君 ごめんどうですが、お願いいたします。

○須藤五郎君 「輸入映画、書籍等の取扱い手続の改善」ですが、輸入映画審議会というのは今度新しく作るのですか。前からそういうものがあつて、それをずっと続けてやっていたのですか。新しいメンバーで構成するのですか、どうなんですか。

○政府委員(福益繁君) 先ほどちょっとお話し申し上げましたが、現在、東京税関では税関限りの任意の申し立てが、法律に基づかない審議会を作っているわけですね。これは実際上は十分学識経験者の方々の御意見を伺つておるわけでありまして、これを法制化いたしました。委員の数もふやしまして、十分各方面の方の公正な意見が反映するように構成を考えたい、かように考へております。

○須藤五郎君 それじゃ、まだ構成はきまつていないわけですね。

○政府委員(福益繁君) まだ新しい制度のものまでにはきめておりません。

○須藤五郎君 それでは、これまで任意的にやっておった人は何人かどういふ人、それからその人の経歴、そういうものをちょっと知りたいのですが。

○委員(大竹平八郎君) すぐ答弁できますか。

○須藤五郎君 なければ、あとで資料でちょっともらつた方がいいのです。

○政府委員(福益繁君) それじゃ、あとで資料でお出しいたします。

○須藤五郎君 それから、もう一つ、

ここに「輸入禁制品に該当すると認められる書籍、フィルム」と、こういうふうにあげられておりますが、これまでも禁止された品目ですね、いわゆるどういふ映画が禁止されたか、どういふ書籍が禁止されたか、そのものの名前、内容ですね。エロ映画でもいいです。内容をずっとあげてもらいたいのです。それから、それを作った国籍です。それから、その国のものかという点。それからもう一つ、それを取り扱った日本の商社ですね、それを取り扱った資料としていただきたいと思います。

○委員(大竹平八郎君) 須藤君にちょっと伺いますが、今の資料要求ですね、年度は何年くらいからですか。そうでないと作りにくいから、最近のとか、二年とか三年とか……。

○須藤五郎君 そう数は多くないと思ひますので、過去三年なり五年なりのものを。

○委員(大竹平八郎君) じゃ、三年程度にしておきましょう。わかりましたか。

○政府委員(福益繁君) わかりました。

○天田勝正君 これ、貿易自由化で一番打撃を受けるのは、何といつても、農畜産物の關係だろと思うのですけれども、これはもちろん直ちに及ぼす自由化するという筋のものではないが、しかし、私も自分なりに計算してあるのですけれども、ここへ持つてきておるんですが、米でいへばエジプト米、ラングーン米、これらは日本の方が二・八七倍くらい高いはずで、私の計算では、全部各国とも計算してありますが、ここへ持つてきてありませ

ん。小麦についてもやはり同様で、小麦については日本より安いところは一つもない。小麦について日本より安いところは西ドイツとイタリアしかない。それを国内でどう操作しておるか私は知りませんが、とにかく価格を比較するとそういう状況なんです。米など日本より安いけれどもあまり差がないというのは、アメリカの二割四分安か、そういう程度です。そういう状況の中で、これ、やがては自由化といへば、ここの都合の悪いところはまかり通らぬだらうと思う、最終的にはね。で、こういうのは一体、税関部長限りで質問するのは無理な話なんです、これ政府の大方針によらなければならぬと思ひますけれども、関税当局としてもこういう実態をずっと調べておると思うのですが、この農畜産物についてどう処置されるように今のところ事務当局としては考へているのですかね。むずかしい質問かもしれないのですが、ちょっと聞いておきたいのだから、私ども。

○政府委員(福益繁君) お話のように、農畜産物と申しますか、農林水産關係は、実際に申し上げまして、非常に国際的な競争力が弱いわけでありまして、ただ、各国とも農畜産物關係につきましても、いわゆる完全な自由化というものはなかなかやっておられないわけでありまして、いろいろ国内的な價格支持なりその他の操作をやっておるというふうなものが実情でありまして、たとえば八条国へ移行するというような勧告が出まして、自由化を迫られるというふうな事態になりました場合でも、いわゆるガットのウエイバーをとりまし

て自由化をおくらせる。そうしまして、最終的にはいずれは自由化しなければならぬのではないかと、これはお説の通りだと思ふのでありまして、私も、そういうものを前提として、まして、先ほど申し上げましたように、酪農関係なども税率を算定したわけでありまして。ただ、主食につきましては、何と申しまして、今の食糧管理制度のもとで価格をプールして輸入品と国内品をやっているもので、それから、こういう制度がいつどういふふうに変わるかというめどがつきませんと、適正な関税率を算定するといひましたし、米、小麦につきましては、かなり割高であるという資料は私も持つております。一般的な自由化の時期等につきましての見通しは、これはちよつと農林省でも現在確たる見通しはつけておられないのではないと思ひます。

○天田勝正君 それじゃ、頼んでおきますが、やがてこれが決定されるときには、それぞれの省の意見を聞いておそれくめられるだらうと思ふのですけれども、あなた方もぜひ一つ関心を払ってもらいたい。私は、米だけに就いていえば、まあ日本人の嗜好というものが非常に変わつてきつたあるのですね。ですから、米は特殊のものだといつても、そう安心はしていられない。米だつておそろく、向こうをちよつとでも歩いた人で、向こうの米がますます口合はなないという人な人はないのです。ただ、南方米というものが華僑の手に握られておつて、その国の政策より華僑の力が強いものだから、そこで白米にむいてこつちに輸送する

ということが一つと、米に適合する輸送船を持たないで、それで船倉の下の方に積んでくるものだから、油のにおいをもつて、ああいう南京米特有のにおいがするのであつて、向こうに行つたら、むしろ日本米式のまる米と称するものの方が価格が安いのですよ。日本でもいへば四等米のたぐいに当たる。普通の向こうでいう上等米のものならば、ずっと三センチくらい——それはだともないが、長いやつだね。そういう工合で、戦前に品評会を五、六回やつたかな、國際的な。それを見て、日本米で四等米以上に上がつたためしがない。これを見れば、輸送さえ完全になるならば、こちらは太刀打ちできぬといふことはすぐ答へが出てくるのです。ですから、私は、日本の食糧不足のまづ最中に、もし南方米が華僑に握られておらないで、政府對政府の取引で、もみもしくは玄米で送れるといふことになつたら、もう今時分崩壊していやせぬかというくらい心配している。小麦は競合するのはおそらくイタリヤでしょう。その軟質小麦がイタリヤの方が幾分高いのですから、まあ幾らかいいのだけれども、しかしパンの原料は硬質小麦ですからね。これは別途に入つてきます。そういう場合に、農林当局だけではないに、関税当局においても、その税率だの何だのというところばんだけでなく、日本農業が崩壊せざるやうに一つ注意をしてもいいたいとお願ひしておきます。

○委員長(大竹平八郎君) 委員長からお尋ねを一言いたしますが、もし即答できなかったならば、資料の形で簡単でけつこうですか出してもらいたいのですが、現税目が九百四十三品目で

あります。この最高率は何%であるか、それからその品目、それから最低のものはいくつものものであるか、その品目、それから今度新たにやられる二千二百三十八品目についても同様、次にその課税の平均パーセンテージ、これちよつと即答できないと思ひますから、ごく簡単なことですから、資料で出していただきたい。

○木村福八郎君 もう一つ、この資料などで砂糖の税率がそのまゝのようですが、これはそうなんですか。

○政府委員(稲益繁君) そうなんですか。

○木村福八郎君 砂糖の自由化の問題との関係はどうなんですか。これは自由化はやられないのですか。

○政府委員(稲益繁君) 審議の過程ではいろいろあれが出ておつたわけでありまして、現在のところでは——現在のところと申しますか、最終の法案で御審議いただきますものは、砂糖の関税は現行据え置きでございます。自由化も、いわゆる完全な自由化といふものは当面見送つたといふことになつておるのであります。

○委員長(大竹平八郎君) よろしいですか。

○清澤俊英君 今、砂糖の問題が出たが、この間からの新聞など見ても、リンク制度の割当をふやすとかといふのですが、あれはどういうことですか。

○政府委員(稲益繁君) これは農林省当局が現在割当をやっているわけですが、リンク制とおしやる意味がちよつとわかりませんが、現在の外貨割当を、若干数量をふやそうという考えはあるやうでございます。リンクという制度は今別にやつておりませんので、

実際の割当額を若干ふやして不当な値上がりをふせいでいくというようなことは農林省で考へてゐるのです。

○委員長(大竹平八郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午後零時一分散會

二月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、白黒テレビジョン受信機の商品税軽減に関する請願(第五三三三号)

一、ラジオ受信機の商品税撤廃に関する請願(第五三四四号)

一、カラーテレビジョン受信機の商品税時限免除に関する請願(第五三五五号)

一、漁業に対する適正課税に関する請願(第五三七三三号)

第五三三三号 昭和三十六年二月十日受理

白黒テレビジョン受信機の商品税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ一〇高連道路ビル四号日本放送連合会内 原安三郎 森中 守義君

紹介議員 森中 守義君

テレビジョン受信機からの物品税収入は、同税目中の首位を占め、現行の税法では代替となる財源がないという理由から、今日まで物品税の軽減措置がなされてないが、テレビジョンの国民生活に占める重要性、特に民主主義政治の高揚、教育、教養の媒体としてのテレビの役割を考えると、池田首相のいう一戸一テレビの実現が今日の急務となつた。このためには、低額所得階層をして買いやすくする必要があるから、価格引下げの障壁となつてゐる白黒テレビジョン受信機(ブラウン管の大小にかかわらず)に対する物品税をくらし価格の十パーセントに変更せられたいとの請願。

第五三四四号 昭和三十六年二月十日受理

ラジオ受信機の商品税撤廃に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ一〇高連道路ビル四号日本放送連合会内 原安三郎 森中 守義君

紹介議員 森中 守義君

わが国でラジオ放送が開始されて既に三十余年、たゞいまでは、ラジオは国民の日常生活に欠くことのできない必需品である。しかるに、今なお三百五十万人にのぼる未普及帯と難聴地域が実在していることは、池田内閣が標ぼうしている福祉国家の実現にほど遠いことを思はせるものがあるから、全國民をして漏れなく電波の恵沢に浴させるための措置として、ラジオ受信機(球数、石数に関係なく)に対する物品税を撤廃せられたいとの請願。

第五三五五号 昭和三十六年二月十日受理

カラーテレビジョン受信機の商品税時限免除に関する請願

請願者 東京都中央区銀座西八ノ一〇高連道路ビル四号日本放送連合会内 原安三郎 森中 守義君

紹介議員 森中 守義君

カラーテレビジョン受信機は各生産業者の努力にかかわらず、まだ量産体制

にはいつていないことや特許権の関係などによつて、白黒受信機や外国製品に比して著しく高くなつてゐる。従つてカラーテレビジョン受信機を普及するためには何をおいても末端価格の引き下げが必要条件であるから、カラーテレビジョン受信機に対し、相当数が普及するまでの間物品税を免除せられるよう特別の配慮をせられたいとの請願。

第五七三号 昭和三十六年二月十四日受理

漁業に対する適正課税に関する請願
請願者 福島県警城市栄町五福
島県漁業協同組合
長 野村貞行外七名

紹介議員 藤野 繁雄君

回遊魚を漁獲するまき網漁業は、豊凶が常でない上に、漁獲物価格の不安定等の理由で、所得の変動が著しく、特殊漁業の最たるものであるから、(一)変動所得期間を五箇年に延長すること、不漁並びに災害対策準備積立金制を開設するとともに、その免税措置を講ずること、(二)漁船漁具の耐用年数短縮と、その修繕費扱いの合理化を図ること、(三)漁船用機械または器具に対する特別償却制を存続すること等、本業の経営基礎を強固にするよう実情に即応した適正課税の措置を講ぜられたいとの請願。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 再評価及びこれに関する経理の特例等(第六条―第十條の三)」を「第二章 再評価及びこれに関する経理の特例等(第六―第十八條の七)」に改める。

第二條第二項中「第十八條の三」を「第十八條の七」に改める。

第四條第四項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改める。

第十條第二項中「の規定の適用がある資産」を「その他これに準ずる特別償却に関する法令の規定の適用がある資産」に改め、同條第三項中「第十八條の二」を「第十八條の六」に改める。

第十二條第三項中「第十八條の二」を「第十八條の六」に改める。

第十三條第一項中「第十八條、第十八條の二」を「第十八條の六」まで」に改める。

第十七條第二項中「第十八條の三」を「第十八條の七」に改める。

第十八條の二第二項第二号中「資本に組み入れた再評価積立金の額が、同号に規定する」を削り、「算出した金額の」を「算出した金額に」対する同号に規定する資本に組み入れた再評価積立金の額の割合(以下

「資本組入割合」という。)が「改め、同條第二項及び第三項を削る。」

第十八條の三「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同條を第十八條の七とし、第十八條の二の次に次の四條を加える。

第十八條の三 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十七年三月三十一日を含む事業年度から昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度の終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の二十に相当する金額以下である場合を除く)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相當する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の三十に満たない場合 百分の十

二 資本組入割合が百分の三十以上で、百分の五十に満たない場合 百分の十二

三 資本組入割合が百分の五十以上で、百分の七十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く) 百分の十五

四 第十八條第一項第二号に掲げる場合(第一号又は第二号に掲げる場合を除く) 百分の十二

2 前項第四号の規定は、資本組入割合が百分の百となつた再評価実

施会社及び第十八條の六の規定の適用により再評価積立金を有しないこととなつた再評価実施会社のそのなつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、適用しない。

第十八條の四 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十九年三月三十一日を含む事業年度から昭和四十年三月三十一日を含む事業年度の直前事業年度までの各事業年度において次の各号に掲げる場合(第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、当該事業年度の終了の日における再評価積立金の額が資本の額の百分の十五に相当する金額以下である場合を除く)に該当するときは、当該事業年度における資本の額の平均額に對し当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に当該事業年度の月数を乗じて十二で除して得た金額に相當する金額をこえる利益の配当を行なつてはならない。

一 資本組入割合が百分の四十に満たない場合 百分の十

二 資本組入割合が百分の四十以上で、百分の六十に満たない場合(第四号に掲げる場合を除く) 百分の十二

三 資本組入割合が百分の六十以上で、百分の八十に満たない場合(次号に掲げる場合を除く) 百分の十五

四 第十八條第一項第二号に掲げる場合(第一号に掲げる場合を除く) 百分の十

2 前項第二項の規定は、前項第四号の規定を適用する場合について

準用する。

第十八條の五 第十八條第二項の規定は、第十八條の二第三号、第十八條の三第一項第四号又は前條第一項第四号の規定を適用する場合について準用する。

2 第十八條第三項の規定は、合併法人に対して前三條の規定を適用する場合について準用する。

(再評価積立金の資本準備金への組入れ)

第十八條の六 再評価実施会社(同族会社を除く)は、昭和三十七年七月一日以後開始する事業年度において次の各号の一に該当するときは、取締役会の決議により、再評価積立金の全額を商法第二百八十八條ノ二(資本準備金)の資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れることができる。

一 資本組入割合が百分の八十以上である場合

二 再評価積立金の額が資本の額の百分の十に相當する金額以下である場合

第三十六條中「取締役が」の下に「昭和四十年三月三十一日を含む事業年度終了の日前に」を加え、「で前條第一項又は第二項に規定する事項を附記した貸借対照表とともに提出するもの」を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第十八條の三第二項に規定する会社の同項に規定する各事業年度については、適用しない。

第四十條第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十年三月三十一日」に改め、同條に次の一項を

加える。

3 第三十六條第二項の規定は、前項の場合について準用する。
第四十八條第一項第二号中「第十八條又は第十八條の二」を「から第十八條の四まで」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第七十七條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法第十八條の六の規定により資本準備金として積み立て、又はこれに組み入れる場合

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、機械類賦払信用保険特別会計法案

機械類賦払信用保険特別会計法案

（設置）

第一条 機械類賦払信用保険臨時措置法（昭和三十六年法律第号。以下「法」という。）による機械類賦払信用保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資本）

第三条 この会計においては、第四條に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて資本とする。

（歳入及び歳出）

第四条 この会計においては、保険料、法第九條の規定により納付される回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、事務取扱費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、この会計の資本に充てられ繰り入れるものとする。

（歳入歳出予算計算書の作成及び送付）
第五条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
（歳入歳出予算の区分）
第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）
第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八条 この会計においては、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

2 前項に規定する損益計算の方法については、政令で定める。

（剰余金の繰入れ）

第九条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成及び送付）
第十条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）
第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

（余裕金の預託）

第十二條 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

（一時借入金）

第十三條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならない。

（一時借入金の借入れ及び償還の事務）
第十四條 前條の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

（国債整理基金特別会計への繰入れ）
第十五條 第十三條第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

（支出未済額の繰越し）
第十六條 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

ばならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同條第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十七條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、法の施行の日から施行し、昭和三十六年度の予算から適用する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「輸出保険特別会計」の下に「機械類賦払信用保険特別会計」を加える。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号及び第六号中「特定物資納付金処理特別会計」の下に「機械類賦払信用保険特別会計」を加える。

第十條中第十一号を第十二号とし、第十號の次に次の一号を加える。

十一 機械類賦払信用保険特別会計の経理を行なうこと。

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律案

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律

(模範農場に対する物品の譲与)

第一条 政府は、当分の間、沖縄島那覇に置かれる琉球政府の模範農場に対し、農業技術の改良及び普及を図るために必要な総理府令で定める物品を譲与することができる。

(電気通信設備の譲与)

第二条 政府及び日本電信電話公社(以下「公社」という。)は、沖縄において公衆電気通信業務を行なう機関に対し、本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備であつて、昭和三十六年度一般会計予算の国庫債務負担行為に基づき締結される契約により政府が経費を負担し、公社がそれに必要な資材の一部を提供して沖縄島に設置するものを譲与することができる。

2 公社は、前項に掲げる資材を提供しようとするときは、その資材の種類及び数量について、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附 則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

昭和三十六年三月四日印刷

昭和三十六年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局